人事委員会事務概要

令和２年度

福岡市人事委員会

目　　次

第１　人事委員会 …… 1
　１　人事委員会の構成 …… 1
　２　人事委員会の開催状況 …… 1

第２　事　務　局 …… 8
　１　組織及び事務分掌 …… 8
　２　予　算 …… 9
　３　人事委員会規則の改正、条例案に対する意見の申出等の状況…… 10

第３　任　　用 …… 13
　１　採　用 …… 13
　２　昇　任 …… 17

第４　給与、勤務時間その他の勤務条件 …… 18
　１　職員の給与等に関する報告及び勧告 …… 18

第５　公平審査 …… 23
　１　勤務条件に関する措置の要求 …… 23
　２　不利益処分についての審査請求 …… 23
　３　苦情相談 …… 24

第６　職員団体 …… 25
　１　職員団体の登録 …… 25
　２　管理職員等の範囲 …… 26

第７　職員の懲戒、分限及び服務 …… 27
　１　懲戒処分及び分限処分 …… 27
　２　職務に専念する義務の免除 …… 28

第８　労働基準監督機関としての職権行使 …… 29
　１　労働基準監督機関としての職権行使について …… 29
　２　職権行使状況 …… 30

第１　人事委員会

１　人事委員会の構成

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

職　名	氏　　名	在　　任　　期　　間	備　　考
委員長	小 山　邦 和	H26.３.１～H26.12.24（1期） （委員長就任　H26.３.３） H26.12.25～H30.12.24（2期） H30.12.25～（3期）	(現)弁護士 (元)福岡高裁部総括判事
委　員	野 口　郁 子 (委員長職務代理者)	H17.12.25～H21.12.24（1期） H21.12.25～H25.12.24（2期） H25.12.25～H29.12.24（3期） H29.12.25～（4期）	(元)(財)福岡市女性協会常務理事
委　員	飯 田　光 夫	R元.12.25～（1期）	(元)福岡市総合図書館長

２　人事委員会の開催状況

（１）年度・月別開催回数

年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	計
2	3	4	3	4	4	4	6	5	3	3	2	5	46
元	4	3	4	4	7	4	5	4	3	2	4	4	48
30	4	4	3	4	6	4	4	5	4	4	3	4	49

(2)　開催日・議題（令和２年４月～令和３年３月　定例会44回　臨時会２回
議案109件　報告32件）

回	開催 年月日	議　　題
第１回 （定例会）	02.4.2 （木）	○議案　1　昇任選考（課長）について
第２回 （定例会）	02.4.16 （木）	○議案　2　職員（上級、消防吏員Ａ等及び社会人経験者）採用試験等の実施について 3　平成31年（審）第２号事案の裁決について
第３回 （定例会）	02.4.23 （木）	○議案　4　昇任選考（部長及び課長）について
第４回 （定例会）	02.5.8 （金）	○議案　5　職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について
第５回 （定例会）	02.5.14 （木）	○議案　6　福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について ●報告　(1) 人事委員会令和２年度運営方針について (2) 令和２年度福岡市職員（上級行政事務（行政（特別））採用試験第１次試験口頭試問受験該当者について
第６回 （定例会）	02.5.21 （木）	○議案　7　昇任選考（課長）について 8　職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について
第７回 （定例会）	02.5.28 （木）	○議案　9　福岡市職員の任用に関する規則施行細目の一部改正について 10　職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について 11　解雇予告除外認定について ●報告　(1) 令和元年度における昇任選考の状況について (2) 令和元年度における会計年度任用職員の選考の状況について (3) 令和２年度大都市人事委員会連絡協議会委員長会議の審議結果について (4) 職員団体等からの申し入れについて
第８回 （定例会）	02.6.4 （木）	○議案　12　職員（上級行政事務（行政（特別））採用試験の第１次合格者の決定について 13　就職氷河期世代を対象とした試験区分にて採用される者に適用する級別資格基準表及び初任給基準表についての承認について 14　新たに職員となった者（就職氷河期世代を対象とした試験区分にて採用される者）の号給の特例の承認について

回	開催 年月日	議　　題
第９回 （定例会）	02.6.17 （水）	○ 議案　15 昇任選考（課長及び係長）について 16 職員（土木技術）の採用選考について ● 報告　(1) 令和２年度福岡市職員（上級、消防吏員Ａ等及び社会人経験者）採用試験等申込状況について (2) 令和２年職種別民間給与実態調査の概要について (3) 令和２年度九州地方人事委員会協議会委員長会議の議題について
第10回 （定例会）	02.6.24 （水）	○ 議案　17 昇任選考（課長）について 18 職員（上級行政事務（行政）及び社会人経験者）採用試験等における試験等の方法の変更について
第11回 （定例会）	02.7.1 （水）	○ 議案　19 職員（上級行政事務(行政(一般)）、消防吏員Ａ及び上級行政技術の早期採用）採用試験第１次合格者の決定について 20 職員（中級、初級及び消防吏員Ｂ等）採用試験等の実施について 21 審査請求について
第12回 （定例会）	02.7.9 （木）	○ 議案　22 職員（上級行政事務（福祉・心理）、上級行政技術（定期採用）、獣医師、保健師、管理栄養士及び海技）採用試験等第１次合格者の決定について 23 職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について
第13回 （定例会）	02.7.15 （水）	○ 議案　24 昇任選考（係長）について 25 特別有給休暇の範囲を定める規則第２条第１項第10号の規定に基づく特別有給休暇の承認について ● 報告　令和２年度九州地方人事委員会協議会委員長会議に係る書面決議の結果等について
第14回 （定例会）	02.7.21 （火）	○ 議案　26 職員（上級行政事務（行政（特別））採用試験最終合格者の決定について 27 職員（助産師）採用選考第１次合格者の決定について 28 職務に専念する義務の免除の承認について ● 報告　(1) 職員（消防吏員Ａ及び文化財専門職）採用試験第２次試験口頭試問等受験該当者について (2) 第128回全国人事委員会連合会総会（書面会議）の議決結果について
第15回 （定例会）	02.8.4 （火）	○ 議案　29 職員（社会人経験者）採用選考第１次合格者の決定について
第16回 （定例会）	02.8.12 （水）	○ 議案　30 選考職の承認及び当該職に係る採用選考の実施について 31 職員（行政事務）の採用選考について
第17回 （定例会）	02.8.20 （木）	○ 議案　32 審査請求における進行協議の実施について

回	開催 年月日	議　　題
第18回 （定例会）	02.8.26 （水）	○ 議案　33 昇任選考（部長）について 34 職員（上級行政事務（行政（一般））、上級行政技術（早期採用）及び海技）採用試験等最終合格者の決定について
第19回 （定例会）	02.9.2 （水）	○ 議案　35 職員（上級行政技術（土木、建築、電気及び機械の定期採用並びに造園））採用試験最終合格者の決定について ● 報告　職員（中級、初級、消防吏員Ｂ、保育士、運輸業務従事者、海技及び就職氷河期世代）採用試験等申込状況について
第20回 （定例会）	02.9.10 （木）	○ 議案　36 職員（医師）の採用選考について
第21回 （定例会）	02.9.17 （木）	○ 議案　37 昇任選考（部長）について 38 職員（上級行政事務（福祉、心理）、上級行政技術（衛生管理、文化財専門職）、消防吏員Ａ、獣医師、助産師、保健師及び管理栄養士）採用試験等最終合格者の決定について 39 職員（中級行政事務）採用試験における試験方法の変更について 40 条件付採用の期間の延長の決定について
第22回 （定例会）	02.9.24 （木）	○ 議案　41 職員（育児休業代替任期付職員（学校栄養職員））の採用選考について 42 特別有給休暇に関する承認について ● 報告　職員（障がいのある人を選考対象とする行政事務及び障がいのある人を選考対象とする学校事務）採用選考申込状況について
第23回 （定例会）	02.10.1 （木）	○ 議案　43 昇任選考（課長及び係長）について 44 職員（中級行政事務及び初級）採用試験第１次合格者について
第24回 （定例会）	02.10.8 （木）	○ 議案　45 昇任選考（係長）について 46 職員（中級学校事務、消防吏員Ｂ、保育士、運輸業務従事者及び海技）採用試験等第１次合格者について ● 報告　(1) 職員（就職氷河期世代）採用試験第１次試験口頭試問受験該当者について (2) 令和２年給与勧告について
第25回 （定例会）	02.10.15 （木）	○ 議案　47 職員（社会人経験者）採用選考最終合格者について 48 職員（任期付短時間勤務職員（乗務員））の採用選考について ● 報告　(1) 令和２年給与勧告について (2) 福岡市労働組合連合会からの申し入れについて
第26回 （臨時会）	02.10.20 （火）	● 報告　(1) 福岡市教職員組合及び福岡市職員労働組合からの申し入れについて (2) 令和２年給与勧告について

回	開催年月日	議　　題
第27回 （定例会）	02.10.22 （木）	○ 議案　49 職員（中級行政事務（早期採用）及び初級行政事務（早期採用））採用試験最終合格者について 50 昇任選考（部長、課長及び係長）について 51 福岡市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 52 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について 53 福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正について 54 職員の給与等に関する報告及び勧告について ● 報告　令和２年給与勧告について
第28回 （定例会）	02.10.29 （木）	○ 議案　55 職員団体の登録申請について ● 報告　(1) 職員（消防吏員Ｂ及び保育士）採用試験等第２次試験口頭試問等受験該当者について (2) 令和２年給与勧告について
第29回 （定例会）	02.11.5 （木）	○ 議案　56 職員（障がいのある人を選考対象とする行政事務及び障がいのある人を選考対象とする学校事務）採用選考第１次合格者について 57 職員（初級行政技術）採用試験最終合格者について ● 報告　令和２年給与勧告について
第30回 （定例会）	02.11.12 （木）	○ 議案　58 昇任選考（部長、課長及び係長）について 59 職員（就職氷河期世代）採用試験第１次合格者について 60 職員（初級行政事務（定期採用））採用試験最終合格者について 61 職務に専念する義務の免除の承認について 62 解雇予告除外認定について ● 報告　令和２年給与勧告について
第31回 （臨時会）	02.11.16 （月）	○ 議案　63 職員の給与に関する報告について ● 報告　令和２年給与勧告について
第32回 （定例会）	02.11.20 （金）	○ 議案　64 職員（拠点校スクールソーシャルワーカー）の採用選考について
第33回 （定例会）	02.11.26 （木）	○ 議案　65 職員（中級行政事務(定期採用）、中級学校事務、初級学校事務及び保育士）採用試験等最終合格者について 66 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について
第34回 （定例会）	02.12.10 （木）	○ 議案　67 職員（消防吏員Ｂ、運輸業務従事者及び海技）採用試験等最終合格者について

回	開催 年月日	議　　題
第35回 （定例会）	02.12.17 （木）	○ 議案　68 昇任選考（係長）について 69 職員（障がいのある人を選考対象とする行政事務及び障がいのある人を選考対象とする学校事務）採用選考最終合格者について 70 職員（ボートレース技術補）採用選考の実施について ● 報告　職員（技能・労務職）採用選考について
第36回 （定例会）	02.12.24 （木）	○ 議案　71 職員（就職氷河期世代）採用試験最終合格者について 72 条件付採用の期間の延長について 73 福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正に関する協議について 74 解雇予告除外認定について 75 昇任選考（課長）について
第37回 （定例会）	03.1.13 （水）	○ 議案　76 令和２年（審）第１号事案の裁決について ● 報告　職員（ボートレース技術補）採用選考申込状況について
第38回 （定例会）	03.1.20 （水）	○ 議案　77 昇任選考（課長及び係長）について 78 措置要求について ● 報告　大都市及び九州各県等の報告・勧告内容
第39回 （定例会）	03.1.26 （火）	○ 議案　79 職員（ボートレース技術補）採用選考第１次合格者について 80 職員（上級行政事務（行政（特別））））採用試験の実施について 81 昇任選考（部長、課長及び係長）について
第40回 （定例会）	03.2.10 （水）	○ 議案　82 昇任選考（課長及び係長）について 83 昇任選考（課長及び係長）について 84 職員（行政事務）の採用選考について
第41回 （定例会）	03.2.17 （水）	○ 議案　85 職員（ボートレース技術補）採用選考最終合格者について 86 職員（任期付短時間勤務職員(乗務員)）の採用選考について 87 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について
第42回 （定例会）	03.3.3 （水）	○ 議案　88 昇任選考（労務職５級職）について ● 報告　(1) 令和３年度福岡市職員採用試験等の計画について (2) 措置要求（令和２年(措)第１号事案）の取下げについて

回	開催 年月日	議　　題
第43回 （定例会）	03.3.10 （水）	○ 議案　89 昇任選考（局長、部長、課長及び係長）について 90 職員（医師）の採用選考について 91 専門的教育職員の昇格について 92 福岡市人事委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について
第44回 （定例会）	03.3.17 （水）	○ 議案　93 昇任選考（係長及び技能・労務職５級職）について 94 福岡市人事委員会公印規則の一部改正について 95 職員（土木技術等）の採用選考について 96 福岡市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正について 97 福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正に関する協議について 98 福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正について 99 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 100 審査請求（令和２年(審)第２号事案）の裁決について
第45回 （定例会）	03.3.24 （水）	○ 議案　101 条件付採用の期間の延長について 102 特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について 103 特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について 104 休暇，欠勤，出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正の承認について 105 福岡市教育委員会職員の休暇，欠勤，出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正の承認について 106 福岡市消防職員の勤務等に関する規程の一部改正の承認について ● 報告　職員（上級行政事務（行政（特別））採用試験申込状況について
第46回 （定例会）	03.3.31 （水）	○ 議案　107 押印の義務付けを廃止する申請書等について 108 昭和48年（不）第100号事案等の判定について 109 審査請求について

第２　事務局

１　組織及び事務分掌
（令和２年４月１日現在）

- 事務局（16人）
  - 任用課（9人）
    - 任用第１係（3人）
      - (1)　人事委員会の会議及び議事
      - (2)　人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出（他の課の主管に係るものを除く）
      - (3)　人事委員会の規則、規程等の制定、改廃及び公布（他の課の主管に係るものを除く）
      - (4)　公印の管理
      - (5)　事務局職員の人事、給与、服務及び厚生福利等
      - (6)　人事行政の運営に関する報告及び勧告
      - (7)　人事評価及び研修の制度
      - (8)　人事行政に関する事項の調査、人事記録の管理及び人事に関する統計報告
      - (9)　職員の選考並びにこれらに関する事務（社会人経験者採用選考）
      - (10)　職員の定年等に関すること
      - (11)　人事委員会の業務の状況の報告
      - (12)　委員会の予算及び決算
      - (13)　他の課の主管に属しないこと
    - 任用第２係（5人）
      - (1)　人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出（他の課の主管に係るものを除く）
      - (2)　人事委員会の規則、規程等の制定、改廃及び公布（他の課の主管に係るものを除く）
      - (3)　人事行政に関する事項の調査、人事記録の管理及び人事に関する統計報告
      - (4)　職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務（社会人経験者採用選考を除く）
      - (5)　条件付採用及び臨時的任用に関すること
      - (6)　任期付職員の採用に関すること
  - 審査課（6人）
    - 給与係（4人）
      - (1)　給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度等
      - (2)　課の分掌事務に係る人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出
      - (3)　課の分掌事務に係る人事委員会規則、規程等の制定、改廃及び公布
      - (4)　給与等に関する報告及び勧告
      - (5)　派遣先団体等の承認
      - (6)　職員に対する給与の支払の監理
    - 主査（公平審査）（1人）
      - (1)　勤務環境の整備に関する報告
      - (2)　職員の分限及び懲戒並びに服務
      - (3)　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求
      - (4)　職員に対する不利益処分についての審査請求
      - (5)　職員の苦情の処理
      - (6)　退職管理の適正の確保
      - (7)　管理職員等の範囲
      - (8)　職員団体の登録
      - (9)　労働基準監督機関の職権行使
      - (10)　学校医等の公務災害補償に係る審査
      - (11)　退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議

2　予算

令和３・２年度　当初予算

（単位：千円）

	節	令和３年度	令和２年度	増　減
一般会計	報　　酬	9,504	9,504	0
	給　　料	66,435	70,372	▲3,937
（款）	職員手当等	52,024	57,640	▲5,616
総務費	共　済　費	22,981	25,733	▲2,752
（項）	災害補償費	1	1	0
人事委員会費	報　償　費	10	153	▲143
（目）	旅　　費	3,436	3,153	283
人事委員会費	交　際　費	10	10	0
	需　用　費	7,609	7,374	235
	役　務　費	19,778	14,683	5,095
	委　託　料	5,544	8,074	▲2,530
	使用料及び賃借料	7,431	5,659	1,772
	備品購入費	117	157	▲40
	負担金，補助及び交付金	2,598	2,598	0
	合　　計	197,478	205,111	▲7,633

３　人事委員会規則の改正、条例案に対する意見の申出等の状況（内訳）

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
人事委員会規則の制定及び改正	7件	R2.10.22	福岡市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、級別職務分類表の一部改正を行うもの。（R2.11.1）
		R2.10.22	福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、退職管理の対象となる職の範囲について所要の改正を行うもの。（R2.11.1）
		R3.3.10	福岡市人事委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定	福岡市人事委員会規則で定める申請書、申出書、届出書その他の書類への押印の特例に関し必要な事項を定めるもの。（R3.4.1）
		R3.3.17	福岡市人事委員会公印規則の一部改正	福岡市公印規則の改正に鑑み、文言の改正を行うもの。（R3.4.1）
		R3.3.17	福岡市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、級別職務分類表の一部改正を行うもの。（R3.4.1）
		R3.3.17	福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正	組織編成に伴い、退職管理の対象となる職の範囲について所要の改正を行うもの。（R3.4.1）
		R3.3.17	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	組織編成に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行うもの。（R3.4.1）

※　件数欄は、人事委員会に議案として提出した改正規則の件数である。
※　概要欄の（　）内は施行日(複数ある場合は，主なものを記載)である。以下の表において同じ。
※　概要欄の（　）内は施行日又は適用日(複数ある場合は、主なものを記載)である。以下の表において同じ。

区分	件数	委員会開催日	件名	概要
条例案に対する意見の申出	2件	R2.5.14	福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	新型コロナウイルス感染症の感染の危険性及び職務の特殊性並びに国等の状況に鑑み、衛生検査等手当の特例を設けるもの。（R2.2.22）
		R3.2.17	福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義に係る条項が削除されたことに伴い、所要の改正を行うもの。（R3.2.13）

※　件数欄は、議会に提出された議案の件数である。

区分		件数	委員会開催日	件名	概要
協議	規則の制定，改正等に関するもの	4件 (2件)	R2.10.22	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正	組織編成に伴い、管理職手当の支給対象となる職について所要の改正を行うもの。（R2.11.1）
			R2.11.26	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正	令和２年12月に支給する期末手当の支給割合の改定を行うもの。(R2.11.30)
			R2.12.24	福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除に係る給与の取扱いについて一部改正を行うもの。（R3.1.1）
			(R3.3.4)	福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正	会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給与額の算出に係る端数の取扱いについて、所要の改正を行うもの。（R3.3.29）
			(R3.3.4)	福岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正	組織編制に伴い、職員に通勤手当を支給することができない場合に、所属からその旨について報告を受ける職を改めるもの。（R3.4.1）
			R3.3.17	福岡市職員の給与に関する条例施行細則の一部改正	令和３年度以降の期末手当の支給割合の改定、管理職加算の対象者等に係る規定の整備及び管理職手当の支給対象となる職の改正を行うもの。（R3.4.1）

※　件数欄は、人事委員会に提出した議案及び局長専決の件数である。
※　件数欄の（　）は外数で局長専決で協議した件数であり、委員会開催日欄の（　）は、局長専決の決裁日である。

区分		件数	委員会開催日	件名	概要	条例
承認	規則の制定，改正に関するもの	5件 (4件)	(R3.3.11)	職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正の承認について	内部手続きにおける押印の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。 (R3.4.1)	○
			(R3.3.11)	福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程等の一部改正の承認について	組織編成及び内部手続きにおける押印の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。(R3.4.1)	○
			(R3.3.11)	福岡市消防職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正の承認について	内部手続きにおける押印の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。 (R3.4.1)	○
			(R3.3.11)	定数外職員の身分取扱に関する規則の一部改正の承認について	組織編成に伴い、所要の改正を行うもの。(R3.4.1)	○
			R3.3.24	特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について	業務執行体制の見直し及び組織編成等に伴い、所要の改正を行うもの。 (R3.4.1)	○
			R3.3.24	特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正の承認について	業務執行体制の見直し及び組織編成に伴い、所要の改正を行うもの。 (R3.4.1)	○
			R3.3.24	休暇，欠勤，出席簿等の取扱に関する規程の一部改正の承認について	半日単位の年次休暇の取扱いにおける時間数の不均衡を是正する等、所要の改正を行うもの。(R3.4.1)	○
			R3.3.24	福岡市教育委員会職員の休暇，欠勤，出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正の承認について	半日単位の年次休暇の取扱いにおける時間数の不均衡を是正する等、所要の改正を行うもの。(R3.4.1)	○
			R3.3.24	福岡市消防職員の勤務等に関する規程の一部改正の承認について	職員の半日単位の年次休暇の取扱いの変更及び押印の廃止等に伴い所要の改正を行うもの。(R3.4.1)	○
			R2.6.4	就職氷河期世代を対象とした試験区分にて採用される者に適用する級別資格基準表及び初任給基準表についての承認について	就職氷河期世代対象試験にて採用される者に適用する「級別資格基準表」及び「初任給基準表」について、各表における「その他」の区分を適用することを承認するもの。 (R2.6.4)	
			R2.6.4	新たに職員となった者（就職氷河期世代を対象とした試験区分にて採用される者）の号給の特例の承認について	就職氷河期世代対象試験にて採用される者については、行政職給料表２級に格付けされるが、その者の初任給の号給の号数に３以内の号数を加え調整（号給の調整）することを承認するもの。(R2.6.4)	
			R2.7.15	特別有給休暇の範囲を定める規則第２条第１項第10号の規定に基づく特別有給休暇の承認について	新型コロナウイルス感染症を指定感染症と定める等の政令第２条で定める期間（「指定期間」）と結婚休暇等を取得できる期間（以下「取得期間」）が重複し、結婚休暇等の取得ができなかった場合に限り、取得期間の末日の翌日から指定期間の末日後６月を経過する日までの間においても休暇が取得できるように結婚休暇等に準じて新たな特別有給休暇を措置することができるようにするもの。(R2.7.15)	

承認	上記以外	7件 (0件)	R2.7.21	職務に専念する義務の免除の承認について	令和２年７月豪雨により職員が下記要件に該当する場合について、職務に専念する義務を免除することができる場合として承認するもの。（①についてはR2.7.11。②についてはR2.7.4） ①　職員の現住居が滅失又は破壊の場合（７日目までは特別休暇が取得可能なため８日目以降から適用するもの） ②　職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合 ③　①及び②に準ずる場合	
			R2.9.24	特別有給休暇に関する承認について	夏季休暇を取得することができなかった場合において、令和２年10月１日から10月31日までの間に、当該取得することができなかった日数の範囲内で特別有給休暇を取得できるようにするもの。（R2.9.24）	
			R2.11.12	職務に専念する義務の免除の承認について	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合について、職務に専念する義務を免除することができる場合として包括的に承認するもの。 （R2.12.1）	
			R3.3.10	専門的教育職員の昇格について	在級期間が１年に満たない職員の昇格について承認するもの。 （R3.4.1）	

※　件数欄は，人事委員会に提出した議案及び局長専決の件数である。
※　件数欄の（　）は外数で局長専決で承認した件数であり，委員会開催日欄の（　）は，局長専決の決裁日である。
※　条例欄中の「◎」は，法律の規定に基づく承認であり，「○」は，条例の規定に基づく承認である。

第３　任用　（令和２年度職員採用試験等実施状況）

１　採用

(1)採用試験　　試験回数　７回

ア　日程

試験名		公告日	受付期間	第１次試験日	第１次合格者発表日	第２次試験日	最終合格者発表日
上級(行政事務(特別))	定期採用	2. 3. 2	2. 3. 2 ～ 2. 3.16	2. 4. 1 ～ 2. 4.23	2. 6. 5	2. 6.19 ～ 2. 7.14	2. 7.22
上級(行政事務(一般))		2. 4.30	2. 5. 1 ～ 2. 5.21	2. 6.28	2. 7. 2	2. 7.22 ～ 2. 8. 8	2. 8.27
上級(行政事務(福祉・心理)及び行政技術(衛生管理))					2. 7. 10	2. 7.20 ～ 2. 8.28	2. 9.18
上級(行政技術(土木・建築・電気・機械・造園))						2. 7.20 ～ 2. 8.11	2. 9. 8
上級(行政技術(文化財専門職))						2. 7.16 ～ 2. 8.31	2. 9.18
消防吏員Ａ					2. 7. 2	2. 7.18 ～ 2. 9. 3	
中級(行政事務)		2. 7.30	2. 7.30 ～ 2. 8.14	2. 9.27	2.10. 2	2.10. 8 ～ 2.11.16	2.11.27
中級(学校事務)						2.10.15 ～ 2.11.18	
初級(行政事務)					2.10. 2	2.10.13 ～ 2.11. 7	2.11.13
初級(行政技術)						2.10.21 ～ 2.10.27	2.11. 6
初級(学校事務)						2.10.13 ～ 2.11.17	2.11.27
消防吏員Ｂ					2.10. 9	2.10.23 ～ 2.11.27	2.12.11
就職氷河期世代対象(行政事務)					2.11.13	2.11.27 ～ 2.12.19	2.12.25
上級(行政事務(特別))	早期採用	2. 3. 2	2. 3. 2 ～ 2. 3.16	2. 4. 1 ～ 2. 4.23	2. 6. 5	2. 6.19 ～ 2. 7. 8	2. 7.22
上級(行政事務(一般))		2. 4.30	2. 5. 1 ～ 2. 5.21	2. 6.28	2. 7. 2	2. 7.22 ～ 2. 8.18	2. 8.27
上級(行政技術)						2. 7.13 ～ 2. 7.22	
中級(行政事務)		2. 7.30	2. 7.30 ～ 2. 8.14	2. 9.27	2.10. 2	2.10. 8 ～ 2.10.16	2.10.23
初級(行政事務)						2.10.13 ～ 2.10.19	

イ　実施状況

試験区分					採用予定人員	申込者	第１次試験 受験者	第１次試験 受験率	第１次試験 合格者	第２次試験 受験者	最終合格者	競争倍率
					人	人	人	%	人	人	人	倍
上級	定期採用	行政事務	行政	一般	60	773	471	60.9	194	182	70	6.7
				特別	30	1,058	883	83.5	72	66	33	26.8
			小計		90	1,831	1,354	73.9	266	248	103	13.1
			福祉		2	26	13	50.0	6	6	2	6.5
			心理		2	19	13	68.4	6	6	2	6.5
		小計			94	1,876	1,380	73.6	278	260	107	12.9
		行政技術	土木		25	104	62	59.6	42	39	26	2.4
			建築		12	32	24	75.0	14	13	8	3.0
			電気		9	32	23	71.9	16	12	10	2.3
			機械		5	22	15	68.2	9	8	6	2.5
			造園		2	8	5	62.5	4	4	2	2.5
			衛生管理(食品)		5	30	19	63.3	11	9	6	3.2
			衛生管理(環境)		3	26	22	84.6	9	9	3	7.3
			衛生管理(動物)		4	64	48	75.0	12	12	4	12.0
			文化財専門職		2	9	7	77.8	4	4	2	3.5
		小計			67	327	225	68.8	121	110	67	3.4
	計				161	2,203	1,605	72.9	399	370	174	9.2
	早期採用	行政事務	行政	一般	25	132	86	65.2	53	52	23	3.7
				特別	20	410	350	85.4	53	52	21	16.7
		小計			45	542	436	80.4	106	104	44	9.9
		行政技術	土木		8	4	3	75.0	0	－	－	－
			建築		2	3	2	66.7	2	2	1	2.0
			電気		3	8	8	100.0	6	5	3	2.7
			機械		3	7	1	14.3	1	0	0	－
			衛生管理(食品)		3	14	11	78.6	10	10	3	3.7
		小計			19	36	25	69.4	19	17	7	3.6
	計				64	578	461	79.8	125	121	51	9.0
合計					225	2,781	2,066	74.3	524	491	225	9.2

試験区分				採用予定人員	申込者	第1次試験 受験者	第1次試験 受験率	第1次試験 合格者	第2次試験 受験者	最終合格者	競争倍率
				人	人	人	%	人	人	人	倍
中級	定期採用	行政事務		28	435	242	55.6	91	68	28	8.6
		学校事務		6	68	40	58.8	15	11	6	6.7
	計			34	503	282	56.1	106	79	34	8.3
	早期採用	行政事務		3	39	25	64.1	9	9	3	8.3
合計				37	542	307	56.6	115	88	37	8.3
初級	定期採用	行政事務		47	668	467	69.9	105	103	51	9.2
		学校事務		6	81	51	63.0	13	11	6	8.5
		行政技術	土木	21	82	71	86.6	45	44	26	2.7
			建築	7	23	18	78.3	11	11	8	2.3
			電気	6	21	18	85.7	11	11	7	2.6
			機械	2	23	15	65.2	9	9	3	5.0
		小計		36	149	122	81.9	76	75	44	2.8
	計			89	898	640	71.3	194	189	101	6.3
	早期採用	行政事務		8	41	32	78.0	17	16	9	3.6
	計			8	41	32	78.0	17	16	9	3.6
合計				97	939	672	71.6	211	205	110	6.1
消防吏員	定期採用	消防吏員A		22	396	301	76.0	58	55	23	13.1
		消防吏員B		28	634	473	74.6	91	73	34	13.9
合計				50	1,030	774	75.1	149	128	57	13.6
就職氷河期世代(行政事務)				3	454	321	70.7	11	11	3	107.0
採用試験総計				412	5,746	4,140	72.1	1,010	923	432	9.6

(2)　採用選考　　選考回数　　8 回

ア　公募選考

(ｱ)　日程

選考名		公告日	受付期間	第１次選考日	第１次合格者発表日	第２次選考日	最終合格者発表日
社会人経験者（行政（一般・ICT）、社会福祉、建築）	定期採用	2. 4.30	2. 5. 1 ～ 2. 5.21	2. 6.28	2. 8. 7	2. 9. 5 ～ 2.10. 4	2.10.16
免許・資格職（獣医師、助産師、保健師、管理栄養士）					2. 7.10	2. 7.20 ～ 2. 8.26	2. 9.18
免許・資格職（保育士）		2. 7.30	2. 7.30 ～ 2. 8.14	2. 9.27	2.10. 9	2.10.26 ～ 2.11.21	2.11.27
免許・資格職（ボートレース技術補）		2.12.24	2.12.24 ～ 3. 1. 7	3. 1.17	3. 1.27	3. 2. 3 ～ 3. 2.15	3.2.18
交通局企業職		2. 7.30	2. 7.30 ～ 2. 8.14	2. 9.27	2.10. 9	2.11. 4 ～ 2.12. 3	2.12.11
海　技（航　海）						2.11. 9 ～ 2.12. 4	
行政事務・学校事務（障がいのある人対象）		2. 8.27	2. 8.27 ～ 2. 9.11	2.10.18	2.11. 6	2.12. 8 ～ 2.12. 9	2.12.18
海　技（機　関）	早期採用	2. 4.30	2. 5. 1 ～ 2. 5.21	2. 6.28	2. 7.10	2. 7.21 ～ 2. 8.12	2. 8.27
交通局企業職		2. 7.30	2. 7.30 ～ 2. 8.14	2. 9.27	2.10. 9	2.11. 4 ～ 2.11.30	2.12.11

(ｲ)　実施状況

選考区分					採用予定人員	申込者	第１次選考 受験者	第１次選考 受験率	第１次選考 合格者	第２次選考受験者	最終合格者	競争倍率
					人	人	人	%	人	人	人	倍
経験職	定期採用	社会人経験者	行政	一般	6	390	313	80.3	22	22	6	52.2
				ＩＣＴ	4	58	49	84.5	14	14	4	12.3
			小計		10	448	362	80.8	36	36	10	36.2
			社会福祉		10	75	69	92.0	28	27	10	6.9
			建築		1	2	2	100.0	2	2	1	2.0
合計					21	525	433	82.5	66	65	21	20.6
免許・資格職	定期採用	獣医師			4	12	7	58.3	5	4	2	3.5
		助産師			2	13	12	92.3	6	6	2	6.0
		保健師			15【11】	84	67	79.8	31	29	16	4.2
		管理栄養士			1	65	37	56.9	6	6	1	37.0
		保育士			9	49	35	71.4	20	16	10	3.5
		ボートレース技術補			1	5	5	100.0	2	2	1	5.0
合計					32	228	163	71.5	70	63	32	5.1
交通局企業職	定期採用	運輸業務従事者			12	147	94	63.9	35	27	12	7.8
	早期採用	運輸業務従事者			6	67	45	67.2	23	19	6	7.5
合計					18	214	139	65.0	58	46	18	7.7
船舶運航職	定期採用	海技（航海）			1	9	6	66.7	5	5	1	6.0
	早期採用	海技（機関）			1	9	6	66.7	4	3	1	6.0
合計					2	18	12	66.7	9	8	2	6.0
障がい者対象	定期採用	行政事務			3	99	79	79.8	12	9	3	26.3
		学校事務			1	9	7	77.8	4	3	1	7.0
合計					4	108	86	79.6	16	12	4	21.5
採用選考総計					77	1,093	833	76.2	219	194	77	10.8

イ　個別選考　　選考回数　　14 回

職　　位	計	行政職給料表(1)	行政職給料表(2)	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	消防職給料表	交通局企業職給料表	備　考
	人	人	人	人	人	人	人	
局　長　級	2	2						土木技術１、行政事務１
部　長　級	1	1						土木技術１
課　長　級	2	1		1				建築技術１、医師１
係　長　級	4	2		2				行政事務１、土木技術１、医師２
総括主任級	2	2						土木技術１、行政事務１、
主　任　級	49	1					48	行政事務１、乗務員48
係　　員	8	7		1				学校栄養職員６、拠点校スクールソーシャルワーカー１、医師１
計	68	16	0	4	0	0	48	

2　昇任

個別昇任選考　　選考回数　21回

職位	合計		市長事務部局等		消防局		水道局		交通局		教育委員会	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
局長級	10	2	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0
部長級	35	5	31	5	4	0	0	0	0	0	0	0
課長級	105	21	82	20	9	0	4	0	4	0	6	1
係長級	206	63	152	58	23	0	8	1	13	1	10	3
合計	356	91	274	85	37	0	12	1	17	1	16	4

第４　給与、勤務時間その他の勤務条件

職員の給与等に関する報告及び勧告

公務員は、民間企業の従業員と異なり、団体交渉権、争議権など憲法で保障された労働基本権が制約されています。このような労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法により人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、公務員の給与を社会一般の情勢に適応させるため、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としています。

このため、市内民間企業の従業員の給与等について毎年詳細な調査を行い、その結果を基に公務員の給与と比較した上で、給与等に関する報告及び勧告を行っています。

本委員会は，市議会及び市長に対し，令和２年 10 月 28 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を、また、令和２年 11 月 20 日に職員の給与に関する報告をそれぞれ行いました。概要は以下のとおりです。

令和２年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

１　職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（914事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	202事業所　（914事業所の中から無作為に抽出）
(3) 調査項目	ア ボーナス等に関する調査 （調査期間：６月29日～７月31日） 調査完了率84.8%　＜168事業所の調査完了/198事業所（※）＞ ※202のうち４は50人未満が判明
	イ 月例給に関する調査 （調査期間：８月17日～９月30日）

２　市職員と民間従業員の給与比較

(1) ボーナス（賞与等の特別給）について

民間従業員に対する直近の１年間（昨年８月～本年７月）の賞与等の特別給の支給実績を調査し、比較した結果、市職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数（4.50月）が、民間従業員の特別給の年間支給割合（4.45月分）を上回った。

【※1(3)アの調査に基づく給与比較】

民間の支給割合	市職員の支給月数
4.45月	4.50月

（参考）人事院

民間の支給割合	国家公務員の支給月数
4.46月	4.50月

(2) 月例給について

市職員給与と民間給与の４月分支給額の給与比較（公民較差の算出）については、今後行う。 【※1(3)イの調査に基づく給与比較】

３　給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

(1) 特別給（期末・勤勉手当）

市職員の特別給の年間支給月数が、民間の特別給の支給割合を上回っていることから、民間の給与水準に準拠して支給月数を0.05月分引き下げることが適当。

(2) 月例給

市職員給与と民間給与の４月分の給与額を比較し、必要となる報告・勧告を別途行う予定。

４　勧告内容

(1) 期末・勤勉手当

ア　イ以外の職員（※）は、期末手当を0.05月分引き下げること。（年間4.50月→4.45月）
※再任用職員を除く

イ　特定任期付職員は、期末手当を0.05月分引き下げること。（年間3.40月→3.35月）

（一般の職員の場合の支給月数）

		６月期	12月期	年間計
令和２年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行1.30月）	2.55月
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）	1.90月
令和３年度以降	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	1.90月

（参考）人事院

年間計
2.55月
1.90月
2.55月
1.90月

(2) 改定の実施時期

区分	実施時期
期末手当	①令和２年12月期分 … 令和２年12月１日 ②令和３年度以降分 … 令和３年４月１日

参考資料

(1) 過去の給与較差と期末・勤勉手当の推移

	給与較差（月額）				期末・勤勉手当（年間支給月数）	
	福岡市		国		福岡市	国
平成28年	0.03 %	98円	0.17 %	708円	4.30月	4.30月
平成29年	0.01 %	41円	0.15 %	631円	4.40月	4.40月
平成30年	0.09 %	326円	0.16 %	655円	4.45月	4.45月
令和元年	0.06 %	246円	0.09 %	387円	4.50月	4.50月

令和２年	－	－	－	－	4.45月	4.45月

※福岡市における期末・勤勉手当（年間支給月数）の引下げは、平成24年（4.00月→3.95月）以来。

※令和２年の給与較差（月額）については、別途算出予定。

(2) 給与勧告に伴う職員（行政職）の平均年間給与（月例給＋ボーナス）

ボーナス（期末手当）0.05月分引下げによる増減額

勧告前	勧告後	増減額
６２１万２千円	６１９万３千円	▲１万９千円 （▲0.31%）

※行政職給料表適用職員（6,392人：平均年齢39.6歳）の「平均給与月額」を基に算出。

（「勧告前」,「勧告後」ともに、現行の「平均給与月額」で算出）

５　報告事項

(1) 高齢層職員の能力及び経験の活用について

・　人事院は、本年の報告の中で、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請。

・　本市においても、国の動向を注視しながら、高齢層職員の能力及び経験の積極的活用等について、引き続き検討を進めていくことが必要。

(2) 職員の勤務環境の整備について

ア　時間外勤務の縮減等について

・　年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合（令和元年度）は全体の8.3%（平成30年度は7.4%）。

・　任命権者においては、勤務時間管理の徹底や、業務の一層の合理化・効率化を促進し、引き続き、事務事業の実施にあたり適切な業務執行体制の構築に努めるとともに、状況に応じた業務配分の見直し、時宜に応じた応援体制の確保など、時間外勤務の縮減に取り組むことが必要。

・　教職員に関しては、「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム」（平成30年３月策定）に基づく取組など、引き続き学校における働き方改革の推進に向けて検討していくことが必要。

・　新型コロナウイルス感染症対策に関しては、引き続き、勤務の状況等を把握するとともに、職員の疲労回復・健康維持にも十分配慮するなど、適切に対応していくことが必要。

イ　ワーク・ライフ・バランスの推進について

・　子どもが生まれた男性職員のうち、育児休業等を取得した職員の割合（令和元年度）は21.4%で、数値目標（令和２年度までに15%以上）を達成。

・　全ての職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、任命権者においては、職業生活と家庭生活の両立支援制度等を一層有効に活用できるようにするなど、職場環境づくりに取り組むことが必要。

ウ　メンタルヘルスの推進について

・　令和元年度に病気等で１月以上休んだ長期病休者のうち「心の病」を原因とする者が、全長期病休者の５割以上を占めており、依然として高い水準。

・　本市においては、「未然防止」（１次予防）、「早期発見・早期対策」（２次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（３次予防）の取組を総合的に推進しているが、

今後も、メンタルヘルス推進の取組を粘り強く続けていくことが必要。

エ　ハラスメントの防止について

・　本年６月に、職場でのハラスメント対策の強化を柱とした関連法が施行。

・　本市においては、本年６月に国の指針等を踏まえた要綱等の整備を行ったところであり、引き続き、ハラスメント防止研修の実施、相談しやすい態勢の確保、ハラスメントの実態に即応した適切な対処などを通じて、良好な職場関係を維持していくことが必要。

(3) コンプライアンスの推進について

・　本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んでいるところであるが、市民の信頼を確保していくためにも、引き続きコンプライアンスの向上に取り組むことが必要。

令和２年　職員の給与に関する報告の概要

１　職種別民間給与実態調査

区分	内容
(1) 調査対象事業所	常勤の従業員（※）が50人以上の市内民間事業所（914事業所） ※雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）
(2) 調査事業所数	202事業所　（914事業所の中から無作為に抽出）
(3) 調査項目	月例給に関する調査 （調査期間：８月17日～９月30日） 調査完了率77.8%　＜154事業所の調査完了/198事業所（※）＞ ※202事業所のうち４事業所は50人未満が判明したため除外

２　市職員と民間従業員との給与比較

［月例給］

市職員給与と民間給与の４月分支給額を調査し、比較した結果、市職員給与が民間給与を109円（0.03%）上回った。

民間給与（事務・技術関係職種）	市職員給与（行政職）	較差	（参考）人事院 較差
380,127円	380,236円 ※	△109円（△0.03%）	△164円（△0.04%）

※行政職給料表適用職員の平均年齢39.6歳、平均勤続年数16.2年

（参考）　平成31年の給与較差	246円（0.06%）	387円（0.09%）

３　給与改定に対する基本的考え方

職員の給与については、地方公務員法において、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。

４　報告内容

［月例給］

公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適当。

※教育職給料表

他の地方公共団体（福岡県など）の状況を考慮した改定

※特定任期付職員給料表

国に準拠して改定を行わない。

参考資料

(1) 給与較差と期末・勤勉手当の推移

	給与較差（月額）				期末・勤勉手当（年間支給月数）	
	福岡市		国		福岡市	国
平成28年	0.03 %	※ 98円	0.17 %	708円	4.30月	4.30月
平成29年	0.01 %	※ 41円	0.15 %	631円	4.40月	4.40月
平成30年	0.09 %	326円	0.16 %	655円	4.45月	4.45月
令和元年	0.06 %	246円	0.09 %	387円	4.50月	4.50月
令和２年	△0.03 %	※ △109円	△0.04 %	△164円	4.45月	4.45月

※　福岡市における給与較差（月額）については、平成28年、平成29年及び令和２年においては極めて小さい較差であったことから、この較差を解消するための給与勧告はなし。

(2) 給与比較の方法

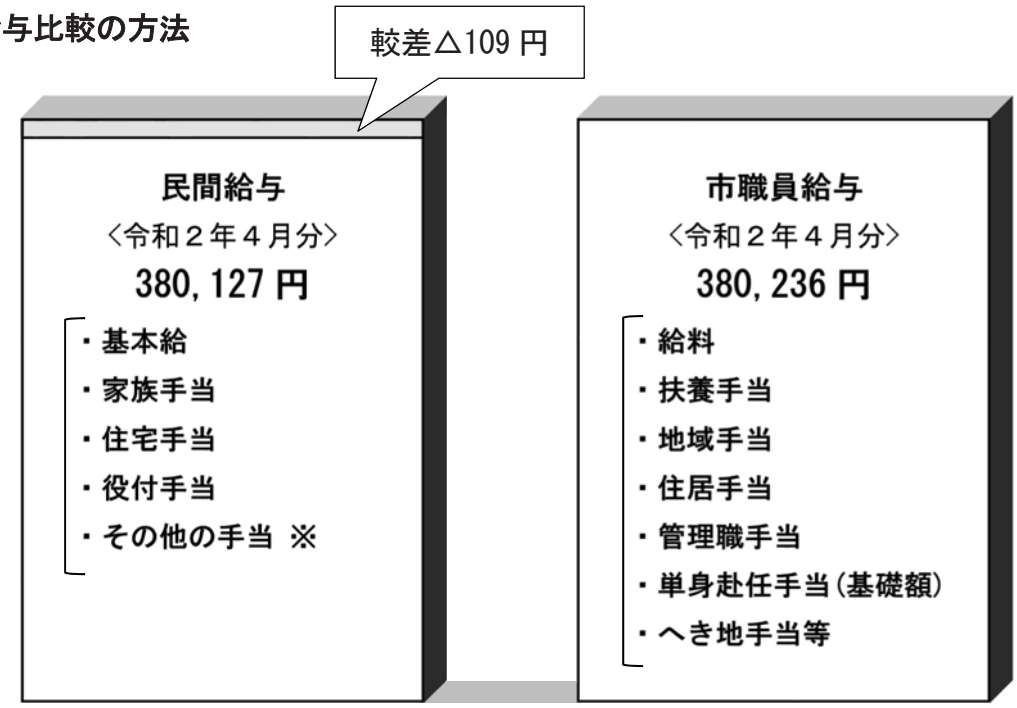

※通勤手当、時間外手当を除く。

第５　公平審査

１　勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間、休暇、福利厚生、執務環境等の勤務条件について、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる（地方公務員法第46条）。

この要求があった場合、人事委員会は、審査を行い、事案を判定し、自らの権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する機関に対し、必要な勧告を行う（同法第47条）。

令和２年度における処理の状況及び係属事案の件数は、次のとおりである。

元年度末の係属件数	受付	終　了		２年度末の係属件数
		判定	取下げ	
0	1	0	1	0

２　不利益処分についての審査請求（※）

職員は、任命権者から分限処分、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対し審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

この審査請求があった場合、人事委員会は、これを審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は任命権者にその職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をする（同法第50条）。

令和２年度における処理の状況、係属事案の件数等は、次のとおりである。

区　分	元年度末の係属件数	受付	終　了		２年度末の係属件数
			裁決	取下げ等	
大量争議事案	7,682	0	255	27	7,400
個人事案	2	2	3	0	1
計	7,684	2	258	27	7,401

（裁決した事案）

裁決日	事案番号	審査請求人	処分内容	裁決
2.　4.16	平成31年(審)第２号	市長部局職員	分限降任	棄却
3.　1.13	令和２年(審)第１号	元市長部局職員	懲戒免職	棄却
3.　3.17	令和２年(審)第２号	市長部局職員	再任用	却下
3.　3.31	昭和48年(不)第100号ほか254件	小中学校教職員	懲戒戒告	却下

（※）平成28年３月31日以前になされた処分に係るものは「不服申立て」。

3　苦情相談

職員は、勤務条件その他の人事管理全般に関し、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。

苦情相談を受けた人事委員会（職員相談員）は、申出人に対し助言等を行い、本人の自助努力による解決を図ることを基本としつつ、必要に応じ関係当事者に対しあっせんや指導等を行う。

令和２年度における苦情相談件数は、次のとおりである。

２年度相談件数	相　談　内　容　内　訳						
	任用	給与	勤務条件・服務	福利厚生	公平審査	セクハラ・いじめ	その他
3	2		1				

第６　職員団体

１　職員団体の登録

職員団体の登録は、登録機関である人事委員会が、当該職員団体が一定の要件に適合していることを確認し、公証する制度である。

職員団体は、人事委員会に登録されると、任命権者の許可を受けた構成員が職務専念義務を免除されてその役員の業務に専従することができるなどの便宜が認められる。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

（R3.3.31現在）

職員団体名	主たる事務所の所在地・代表者	登録年月日	単一体連合体の別	法　人非法人の別	構成員数	令和２年度における登録
福岡市職員労働組合	福岡市中央区天神１丁目８番１号 安部　道治	S41.10.12	単一体	法人	1,762	役員変更 (R2.7.9)
福岡市教職員組合	福岡市東区馬出４丁目２番17号 岡﨑　正登	S60. 6.17	単一体	法人	1,032	役員変更 (R2.4.14)
福岡市立高等学校教職員組合	福岡市中央区天神１丁目８番１号 大久保　享	H 6. 8.31	単一体	非法人	96	役員変更 (R2.4.14)
自治労福岡市図書館司書ユニオン	福岡市早良区百道浜３丁目７番１号 中村　伊都子	R 2.10.29	単一体	非法人	72	新規登録 (R2.10.29)

注：構成員数は、直近の新規登録又は変更登録の際に届出のあった員数

2　管理職員等の範囲

重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員などの管理職員等と一般職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

本市における管理職員等の範囲は、次のとおりである。

R3.3.31現在

機関		職
市長事務部局	本庁	会計管理者　会計室長　局長　理事　参与　危機管理監　部長　室長　所長　特命担当の部長　課長　ユニット制組織の課長　特命担当の課長　市長秘書
		市長室秘書課庶務係長及び秘書　総務企画局行政部法制課法制係長、訟務係長及び主査　総務企画局人事部人事課庶務係長、給与支給係長、人事第１係長、人事第２係長、人事第３係長、人事第４係長　総務企画局人事部組織定数課組織定数係長　総務企画局人事部労務課労務係長及び給与制度係長　財政局財政部財政調整課財政調整係長　財政局財産有効活用部財産管理課庁舎管理係長
		総務企画局行政部法制課係員　総務企画局人事部人事課係員　総務企画局人事部組織定数課係員　総務企画局人事部労務課係員
	区役所	区長　部長　保健福祉センター所長　保健所長　特命担当の部長　課長　室長　入部出張所長　西部出張所長　特命担当の課長
	東京事務所	所長　ユニット制組織の次長
	自動車管理事務所	所長
	消費生活センター	所長
	人権啓発センター	所長
	こども総合相談センター	所長　副所長　課長
	保育所	所長
	精神保健福祉センター	所長　副所長
	障がい者更生相談所	所長
	動物愛護管理センター	所長
	食肉衛生検査所	所長
	食品衛生検査所	所長
	保健環境研究所	所長　課長
	西部工場	工場長
	臨海工場	工場長
	クリーンパーク・東部	所長
	美術館	美術館長　部長　課長
	アジア美術館	アジア美術館長　部長　課長
	博物館	博物館長　部長　課長　市史編さん室長
	埋蔵文化財センター	所長
	中央卸売市場	市場長　課長　鮮魚市場長　特命担当の課長　青果市場長　食肉市場長
	香椎振興整備事務所	所長　課長
	動物園	園長
	植物園	園長
	東部水処理センター	所長
	中部水処理センター	所長
	西部水処理センター	所長
	和白水処理センター	所長
	客船事務所	所長

機関		職
教育委員会事務局及び教育機関	事務局	教育次長　理事　部長　特命担当の部長　課長　特命担当の課長
		総務部総務課総務係長　総務部労務・給与課給与係長及び労務係長　総務部職員課人事係長、安全衛生係長及び主査　総務部服務指導課服務指導係長　総務部教職員第１課教職員第１係長及び教職員第２係長　総務部教職員第２課主任人事主事
		総務部労務・給与課係員　総務部職員課係員　総務部服務指導課係員　総務部教職員第１課係員
	学校給食センター	所長
	市民センター	館長
	公民館	館長
	発達教育センター	所長
	教育センター	所長　課長　ユニット制組織の課長
	総合図書館	総合図書館長　事業管理部長　課長
	美術館	教育委員会美術館長　学芸課長
	アジア美術館	教育委員会アジア美術館長　学芸課長
	博物館	教育委員会博物館長　学芸課長
	埋蔵文化財センター	所長
	小学校	校長　室長　副校長　教頭
	中学校	校長　副校長　教頭
	高等学校	校長　副校長　教頭　事務長
	特別支援学校	校長　副校長　教頭
市選挙管理委員会事務局		事務局長　課長
区選挙管理委員会事務局		事務局長　次長
人事委員会事務局		事務局長　課長　係長　主査
監査事務局		事務局長　次長　課長
農業委員会事務局		事務局長　事務局次長　西部出張所長
固定資産評価審査委員会		事務局長
議会事務局		事務局長　事務局次長　課長

第７　職員の懲戒、分限及び服務

１　懲戒処分及び分限処分

福岡市職員の懲戒に関する条例第７条及び福岡市職員の分限に関する条例第９条等の規定により、任命権者は、処分（分限処分にあっては免職又は降任に限る。）をした場合、処分説明書の写しを人事委員会に提示しなければならない。

処分説明書の提示のあった令和２年度における懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）及び分限処分（免職・降任）の状況は、次のとおりである。

処分の種類別・任命権者別件数

処分の種類		総　　数	任　命　権　者			
			市 長	教育委員会	消防局長	その他
懲戒処分	免　職	3	3			
	停　職	4	3	1		
	減　給	0				
	戒　告	6		6		
	計	１３	6	7	0	0
分限処分	免　職	0				
	降　任	0				
	計	0	0	0	0	0
合　計		１３	6	7	0	0

注１　「その他」の任命権者：選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、農業委員会及び市議会議長

注２　企業職員、技能・労務職員、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除く。

2　職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務の免除に関する規則第２条第 20 号の規定により任命権者が特に必要と認め、人事委員会において承認した場合には、職務に専念する義務が免除される。

令和２年度において人事委員会が承認したものは、次のとおりである。

承認年月日	承　　認　　事　　項
R2.7.21	令和２年７月豪雨により職員が下記要件に該当する場合について、職務に専念する義務を免除すること。 ①　職員の現住居が滅失又は破壊の場合（７日目までは特別休暇が取得可能なため８日目以降から適用するもの） ②　職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合 ③　①及び②に準ずる場合
R2.11.12	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合について、職務に専念する義務を免除すること。

第８　労働基準監督機関としての職権行使

１　労働基準監督機関としての職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用される（地方公務員法第58条第３項）が、これらの労働関係法令に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第１の号別区分により、いわゆる現業の事業場に従事する職員については労働基準監督署が、いわゆる非現業の事業場に従事する職員については人事委員会が、それぞれ行使することとされている（地方公務員法第58条第５項）。

職権行使に当たっての各事業場の号別区分については、本委員会と福岡労働局とで協議して決定しており、下表のとおりである。

労働基準法別表第１各号の事業又は事務所区分　　R3.3.31現在

所管	労基法別表第１号別	事業又は事務所名（若しくは所属名）
労働基準監督署	第１号（製造・加工）	学校給食センター、各小学校の学校給食事業
	第３号（土木・建設）	港湾空港局維持課
	第４号（貨物運送）	客船事務所
	第13号（保健・衛生）	保健環境研究所、各区健康課・地域保健福祉課地域保健福祉係・衛生課、精神保健福祉センター、食肉衛生検査所、食品衛生検査所、東部動物愛護管理センター、家庭動物啓発センター、保育所、こども総合相談センターこども相談課一時保護係、留守家庭子ども会
	第14号（接客･娯楽）	ボートレース事業部、動物園、植物園
	第15号（焼却･清掃）	下水処理場（水処理センター）、道路下水道局水質管理課水質管理係・水質試験係、し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分場
人事委員会	第12号（教育･研究）	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、公民館、図書館、博物館、美術館、人権啓発センター、埋蔵文化財センター、各区生涯学習推進課、こども総合相談センター教育相談課、発達教育センター、教育センター、防災センター、消防学校
	別表第１に掲げる事業に該当しないもの（公　務）	市長事務部局本庁、港湾空港局、区役所（生涯学習推進課、健康課、地域保健福祉課地域保健福祉係、衛生課を除く。）、区役所出張所、東京事務所、自動車管理事務所、空港周辺共同利用会館、消費生活センター、人権のまちづくり館、こども総合相談センター（こども相談課一時保護係及び教育相談課を除く。）、障がい者更生相談所、中央卸売市場、青果市場、香椎振興整備事務所、自転車保管所、消防本部、消防署、教育委員会事務局、市・区選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、議会事務局

２　職権行使状況

本委員会が、令和２年度に労働基準監督機関として職権行使したものは、次のとおりである。

(1)　解雇予告除外認定

市長（３件）からの申請について、認定した。

(2)　３６協定届出受理

該当部署から令和２年９月及び令和３年３月に届出がなされ、受理した。

(3)　安全衛生管理体制に係る報告の受理

産業医、総括安全衛生管理者及び衛生管理者の選任について報告がなされ、受理した。

(4)　健康診断結果等に係る報告の受理

定期健康診断及び特殊健康診断の結果並びに心理的な負担の程度を把握するための検査の結果について報告がなされ、受理した。

(5)　労働者死傷病報告の受理

職員が公務災害等に伴う負傷等により休業した事案について報告がなされ、受理した。